

(6) いじめ問題への対応

いじめ発見

保護者からの訴え、児童からの訴え、教師の発見

事実の把握

- 事実関係の把握
 - ・担任等複数による聞き取り→教頭・校長への報告
 - *聞き取りは被害児童・周囲児童・加害児童個別に行う。
- ◎今後の対応について考える。
 - ・担任、生徒指導担当、教務主任、人権教育担当者、養護教諭、教頭、校長

被害者児童、加害者児童への指導

- 被害者児童に対して
 - ・安心感を持たせられるようにする。
 - ・加害者児童との付き合い方など、行動を具体的に指導する。
- 加害者児童に対して
 - ・いじめを行った背景を理解しつつも、行った行為は許されないことであることを理解させる。被害者のつらさに気づかせ、自分は今後どうすべきか内省させる。
 - ・本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- *状況によって学級全体・学校全体への指導
 - ・傍聴者も問題の関係者であることを理解させ、どのような行動をとるべきかを指導する。

保護者への対応

- 事情とこれまでの指導の経過と今後の対応について説明
 - *被害者の保護者への事実説明の際はその場で児童に確認する。
 - *状況によっては育英会にも説明し協力を依頼する。

観察・指導の継続

- 随時指導の経過を保護者に報告する。
- 事態が改善されない場合は再度対応策を検討する。

留意事項

- いじめ問題発見から随時教育委員会と連携を図る。
- 保護者への報告等は、電話では行わない。必ず家庭訪問するか、来校してもらう。(保護者に選択させる。)

重大事態への対処

- 教育委員会に報告。
- いじめ対策防止委員会を母体とし、専門的知識を有する第三者（S.S.W や S.C 等）を加え対処にあたる。
- ※迅速な対応、対象児童・保護者の心のケア、情報発信及びプライバシーへの配慮、マスコミ対応等留意